

記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（家電リサイクル法に基づく廃家電を運搬する場合の記載例）

令和〇年〇月〇日

（あて先）一宮市長

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

- ・法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
- ・個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者

〒491 - 0000

住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏名 一宮株式会社

代表取締役 一宮 太郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 0586 - 00 - 0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

品目名は、注意事項にあるとおりに記入してください。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え、保管を除く

廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※

以上3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

*は自動車等破砕物を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く

事務所とは、事務的な作業を行う場所。事業場とは、積替え保管施設を示す。該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。複数ある場合は全て記載してください。

事務所

電話番号

愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地 0586 - 00 - 0000

事業場

電話番号

該当なし

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両 3台
コンテナ、ドラム缶

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

積替え保管しない場合は、「該当なし」と記載してください。

※事務処理欄

（日本産業規格 A列4番）

変更許可申請の場合でも当該欄のある様式を用いてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市町	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	一宮市	13720000001
	愛知県	02320000001 02350000001
	名古屋市	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業申請中(R△△.△△.△△)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住
住民票どおりに記入してください。		

他の種類の許可を含め、許可を有している許可番号及び申請中の許可を記入してください。(一宮市許可についても記載してください。)

(法人である場合)

(ふ り が な) 名 称	住 所
いちのみや 一宮株式会社	愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

登記事項証明書どおりに記入してください。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
該当なし		

(法人である場合)

(ふ り が な) 名 称	住 所
該当なし	

法定代理人の欄は申請者が法人の場合は「該当なし」または空欄としてください。

役員(法定代理人が法人の場合)

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
該当なし		

・住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。…本町2-5-6のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)

・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。

・ふりがなも忘れずに記入してください。

・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
いちのみや たろう 一宮 太郎	S22. 2. 2 代表取締役	一宮市本町二丁目5番6号 同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30. 3. 3 取締役	豊川市諏訪三丁目237番地 岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)
とよはし さくら 豊橋 さくら	S40. 4. 4 執行役(津島支店長)	一宮市古金一丁目3番地 岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと はなこ 瀬戸 花子	S50. 5. 5 監査役	豊橋市今橋1番地 瀬戸市見付町38番地
はんだ しろ 半田 四郎	S20. 6. 6 相談役	半田市出口町一丁目45番地4 半田市出口町一丁目45番地の4
きん ひでお こまき ひでお 金 秀男(小牧 秀男) KIM SOO NAM	S30. 7. 7 顧問	韓国 小牧市堀の内三丁目62番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	1,000 株		出 資 の 額	1,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
いちのみや たろう 一宮 太郎	S22. 2. 2	500 株	一宮市本町二丁目5番6号	
		50%	同上	
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30. 3. 3	200 株	豊川市諏訪三丁目237番地	
		20%	岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)	
いちのみや 一宮株式会社		200 株		
		20%	愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地	
			他に5%以上の株主は存在しません。	

住民票や登記事項証明書に記載されているとおり
に、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(…本町2-5-6のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
該当なし		
		一宮支店には支店長等代表者を置いておりません。

登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店長を記入してください。ただし、支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記載例のとおり記入してください。また、役員が兼務する場合は、第2面に記入してください。

使用人に該当する方は、

- ・本店又は支店の代表者
- ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。

(登記されていない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該当する旨の証明書を添付してください。)

備考

- ※
- 「法
- ての
- 書面
- 「役
- い、
- 取締
- 都道

使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、一宮市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。
一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持っていても事業場等の代表者でない方や、事業場等の代表者であっても一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持たない方は講習会修了者として認められませんのでご注意ください。

ては、該当するすべ
面に記入して、その
らに準ずる者をい
務を執行する社員、
む。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。））
・家電リサイクル法に基づき、小売業者からの委託を受け、事業所等から排出されるテレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機、衣類乾燥機を収集し、指定引取場所まで運搬する。

指定引取場所とは

特定家庭用機器再商品化法（いわゆる「家電リサイクル法」。）に定められる、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所です。製造業者等が指定しており、一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターの Web ページで公開されています（<http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>）。

なお、指定引取場所以外へ運搬する場合は、事業計画に合わせ記載をしてください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※）					
2		100m³/月	固形	豊川㈱「他5社」 一宮市▼町▼丁目▼番地	該当なし	津島㈱ 一宮市◎町◎丁目◎番地 (指定引取場所)
3						
4						
5						
6						
7						
8	*は、自動車等破砕物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く					

・産業廃棄物の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他○社」と記入してください。
・業種指定のある品目については、排出事業者の業種も記入してください。
・混合物を運搬する場合は、「混合物（廃棄物の種類）」と記入してください。水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品名（廃棄物の種類）」と記入してください。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要				新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、 更新許可の場合は、すべて「既」となる。 →新規登録が必要ならば変更届出を提出すること。	
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	一宮 100 あ 11-11	4,000	一宮市	新
2	ダンプ	一宮 100 い 22-22	10,000	一宮市	既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	一宮 100 う 33-33	2,000	一宮 太郎	既
4	車検証の「車体の形状」を 記入してください。		原則として車検証の「使用者」を記載することとし、 所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、 「所有者」を記載してください。		
5					
6	備考欄には、次の2事項を記入してください。 ・「新」又は「既」：新規届出又は、既に届出済 なお、変更届出で登録廃止する場合は、「廃」と記入してください。				
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地			
駐車場の所在地		愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地 (1、2) 愛知県一宮市■町■丁目■番地 (3) ※付近の見取図を添付すること。			複数ある場合は、該当 する車両がわかるよう に記載してください。
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用 器		備 考	
コンテナ		混合物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）運搬用		1m ³ 2m ³ キャブオーバに搭載する際は、過積載にならないよう注意する。	
運搬する品目の名称等を記載してください。		運搬上、制限がある等の特記事項を記載してください。			

(日本産業規格 A列4番)

(3) 積替え又は保管施設の概要

該当なし

積替え保管を行わない場合には「該当なし」と記載してください。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1. キャブオーバ、2. ダンプ、3. キャブオーバ

・混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。））：混合物をシート掛けして運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

・休業日 日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

*は、自動車等破碎物を除く

※は、石綿含有産業廃棄物を除く

役員及び使用人の数は、様式第六号第2、3面と整合をとってください。
会社全体の従業員数（従業員にはパート、アルバイト、派遣社員を含みます。）を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に係る社員をうち数で（ ）書きしてください。（合計欄は、（ ）の数と役員の数合計としてください。）

従業員数の内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4人	0人	2人	50(2)人	100(5)人	100(5)人	20人	276(18)人

（日本産業規格 A列4番）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にシート掛け
- ・転倒防止のため、ロープで固定する

運搬時の飛散流出対策等について記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

該当なし

積替え保管を行わない場合には「該当なし」と記載してください。

(3) その他

ISO14000を取得し、環境負荷の低減を推進する。

環境保全に対し特別な措置を講ずる場合は記入してください。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	第2面と整合を取ってください。			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 車両の前面及び側面の全体が写真に入るように撮影してください。 セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。			
	側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 新規申請の場合は、 “運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名（事業所名）」及び「許可番号」 を車体の両側面に鮮明に表示します。”と記入してください。		
		撮影	年	月

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
第2面と揃えてください。 用途については、該当する品目の名称を全て記載してください。 注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 撮影年 月 日			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 撮影年 月 日			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,500 + 3,200/年	
土地	(賃借) 500/年	
事務所	(賃借) 300/年	
収集運搬車両	(1台購入) 5,500 (2台賃借) 2,400/年	
積替保管施設	事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 なお、現在、〇〇業を営んでいても、次の決算を迎える前に車両等の購入をしている場合は、その内容を記入してください。 (決算が終わっている場合は、記載不要です。)	
調 達 方 法	自己資金	3,200/年
	借入金	5,500
	(借入先名)	岡崎銀行 5,500 (融資証明書、返済方法については別紙のとおり)
		事業の開始に必要な施設等の購入に係る借入金がある場合は、借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付してください。
	その他	
	増 資	
	更新申請の場合は、事業の開始に要する資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 また、土地や事務所、車両を賃借している場合は、年間の賃借料を記入してください。	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	現金 普通預金		300 5,000
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅		10,000
建 物	自宅		10,000
備 品			
車 両		2 台	4,700
そ の 他			
資 産 計			30,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

・ 個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。

・ 青色申告している場合は、直前事業年度の貸借対照表を添付の上、同表のとおり（資産のうち事業主貸、負債のうち事業主借を除く。）に記入してください。

・ 白色申告している場合は、金融機関の残高証明書等（資金が確保できることを証する書類）を添付の上、その内容と整合をとってください。なお、添付いただく書類は、上記の日付現在の残高等としてください。

・ 土地、建物等の価格は、購入時の金額または、資産台帳、固定資産税等を参考に記入してください。また、その元となった書類を添付してください。

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(あて先) 一 宮 市 長

申請者

住 所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏 名 一宮株式会社

代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(あて先) 一 宮 市 長

愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地
一宮 株式会社
代表取締役 一宮 太郎

津島六郎は産業廃棄物の中間処分施設がある〇〇処理場（住所：〇〇市）の代表者（〇〇処理場長）を務めており、一宮市内の産業廃棄物処分業に係る契約を締結する権限を有しておりますので、政令第6条の10に規定する使用人であることを証明します。

津島六郎は産業廃棄物に関する業務を行う〇〇事務所（住所： ）の
代表者（〇〇事務所長）を務めており、一宮市内の産業廃棄物処分業に係る契約を締結
する権限を有しておりますので、政令第6条の10に規定する使用人であることを証明
します。

申 立 書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の2に規定する精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申立てます。

なお、上記の者に該当するおそれがあるとして、市から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出します。

記	
いちのみや たろう 一宮 太郎	記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、一覧を記載した別紙を添付してください。
おかざき じろう 岡崎 次郎	
とよはし 豊橋 さくら	・住民票に記載されているとおりに氏名を記入してください。 (氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。) ・外国人の方は、氏名欄に、本名・本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)を記入してください。
せ と は な こ 瀬戸 花子	
はん だ さぶろう 半田 三郎	
さん ひでお こまき ひでお 金 秀男 (小牧 秀男) KIM SOO NAM	

(法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者(法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者など)を含む。)及び令第6条の10に規定する使用人の氏名を全員記載してください。)

日付は空欄で持参し、受付時に記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先) 一 宮 市 長

- ・法人の場合は、登記事項証明書のとおりに入力してください。
- ・個人の場合は、住民票のとおりに入力してください。

申請者

住 所 **愛知県一宮市○町○丁目○番地**

氏 名 **一宮株式会社**

代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)